



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
12 月 26 日
第 3035 号
金 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目

次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
滋賀県公報発行規則の一部を改正する規則 (総務課)	1109
滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課)	1109
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告 (自然環境保全課)	1110
平成 21 年滋賀県歯科技工士試験実施公告 (医務薬務課)	1110
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (商業観光振興課)	1111
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 (監理課)	1114
土地区画整理組合定款変更認可公告 (都市計画課)	1115
○ 振 興 局 等 公 告	
土地改良区清算人退任公告 (東近江)	1115
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (南部)	1116
○ 公 安 委 員 会 規 則	
滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通規制課)	1116
○ 雑 報	
環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告	1116

規

則

滋賀県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 75 号

滋賀県公報発行規則の一部を改正する規則

滋賀県公報発行規則 (昭和 33 年 滋賀県規則 第 67 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(配布)

第 7 条 公報は、県の議会の各会派、県立図書館その他の知事が適当と認めるものに対し、無償で配布する。

2 公報は、購読希望者に対し、有償で配布する。

第 8 条を削る。

付 則

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 76 号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則 (昭和 53 年 滋賀県規則 第 20 号) の一部を次のように改正する。

別表株式会社滋賀銀行南草津駅前支店の項中「草津市野路一丁目 6 番地の 1」を「草津市野路一丁目 13 番 46 号」に

改め、同表株式会社びわこ銀行草津南支店の項中「草津市野路町瓦屋 1083 番地の 1」を「草津市野路二丁目 4 番 3 号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公

告

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例 (昭和 48 年 滋賀県条例 第 42 号) 第 23 条 第 1 項の規定により自然環境保全協定を次のとおり平成 20 年 12 月 12 日に締結したので、同条 第 2 項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 事業者の名称 株式会社レッキスホースパーク 代表取締役 宮川欣一 大阪府大阪市中央区西心斎橋 1 - 4 - 5
- 2 事業目的 競走馬の育成・訓練施設
- 3 事業区域 甲賀市信楽町神山字堺谷 6 番 1 の一部
- 4 事業面積 390,092 m²

平成 21 年滋賀県歯科技工士試験実施公告

歯科技工士法の一部を改正する法律 (昭和 57 年 法律 第 1 号) 附則 第 2 条の規定に基づき、平成 21 年滋賀県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 試験期日
学説試験 平成 21 年 2 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分から
実地試験 平成 21 年 2 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分から
- 2 試験場所
学説試験 滋賀県庁新館 7 階大会議室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
実地試験 滋賀県歯科技工士専門学校 草津市笠山七丁目 4 番 43 号
- 3 受験資格
(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者 (平成 21 年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む。)
(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者 (平成 21 年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む。)
(3) 歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
(4) 外国の歯科技工士学校もしくは歯科技工士養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が (1)、(2) または (3) に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
(1) 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学および関係法規
(2) 実地試験 歯科技工実技
- 5 試験方法 学説試験は、マークシート方式による筆記試験とする。
- 6 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書 (県所定のもの)
イ 受験資格を有することを証する書類
3 (1) または (2) に該当する者にあつては卒業証明書、3 (3) に該当する者にあつては歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類、3 (4) に該当する者にあつては外国の歯科技工士学校もしくは歯科技工士養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者であることを証する書類
なお、平成 21 年 3 月末日までに卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書を提出すること。この場合においては、合格発表の日の前日までに卒業証明書を提出すること。

ウ 写真台紙および受験票用はがき (県所定のもの)

写真は、手札形台紙付き (縦 6 センチメートル × 横 4 センチメートル) とし、出願前 6 か月以内に脱帽かつ正面で撮影したもので、その裏面に (シギ) の記号、撮影年月日および氏名を記載してはること。

受験票用はがきの表に、本人の住所を記載しておくこと。

(2) 受験手数料 36,000 円 滋賀県収入証紙を受験願書にはること。

(3) 受験願書の提出期間および提出先

ア 提出期間 平成 21 年 1 月 26 日 (月) から平成 21 年 1 月 30 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの執務時間内とする。

郵送の場合は、簡易書留によることとし、平成 21 年 1 月 30 日 (金) までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 提出先 滋賀県健康福祉部医務業務課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

7 受験票の送付 受験票は、受験願書を受理した後、受験日の前日までに本人あて送付する。

8 合格発表 平成 21 年 3 月 11 日 (水) 午前 9 時に県庁前掲示板および滋賀県ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格証書を交付する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例 (平成 7 年 滋賀県条例 第 8 号) 第 25 条 第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 平成 21 年 3 月 11 日 (水) から平成 21 年 4 月 10 日 (金) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 場所 滋賀県健康福祉部医務業務課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁新館 3 階

(4) 持参するもの 滋賀県歯科技工士試験受験票

(5) 開示する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

10 その他 この試験に関する問い合わせは、滋賀県健康福祉部医務業務課 (電話 077 - 528 - 3630) にすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 西大津ショッピングセンター 大津市皇子が丘三丁目 84 番 1 号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号 支配人 高見幸成

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表執行役 岡田元也ほか 36 者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号 取締役社長 田辺和夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 村井正平ほか 38 者

3 変更年月日 平成 20 年 8 月 21 日

4 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者交替のため

小売業者の社名・代表者名の変更と小売業者の入れ替えによる退店および出店のため

5 届出年月日 平成 20 年 12 月 3 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 4 月 27 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 4 月 27 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ジャスコ長浜ショッピングセンター 長浜市山階町 271 - 1

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表執行役 岡田元也ほか 22 者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 村井正平ほか 22 者

3 変更年月日 平成 20 年 8 月 21 日

4 変更の理由 小売業者の社名の変更、代表者の交代、小売業者の入れ替えによる退店および出店のため

5 届出年月日 平成 20 年 12 月 3 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町 1152 - 2

長浜市商工観光部商工労政課 長浜市高田町 12 番 34 号

(2) 縦覧期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 4 月 27 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 4 月 27 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ栗東 栗東市綾二丁目 3 番 22 号

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の住所および代表者 兼松都市開発株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目 3 番 10 号 代表取締役 志田和夫

(2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の住所および代表者 兼松都市開発株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目 2 番 15 号 代表取締役 中林賢一

3 変更年月日

代表者の変更 平成 19 年 5 月 11 日

住所の変更 平成 20 年 11 月 10 日

4 変更の理由 代表取締役の任期満了および事務所移転による。

5 届出年月日 平成 20 年 11 月 28 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14 - 75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 - 30

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 - 22

栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目 13 - 33

(2) 縦覧期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 4 月 27 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 4 月 27 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンスーパーセンター野洲店 野洲市乙窪字長繰 480 - 1 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 - 5 - 1 代表執行役 岡田元也ほか 7 者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 - 5 - 1 代表取締役 村井正平ほか 7 者

3 変更年月日 平成 20 年 8 月 21 日

4 変更の理由 小売業者の社名および代表者の変更

5 届出年月日 平成 20 年 12 月 3 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14 - 75

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 - 22

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市西河原 2400

(2) 縦覧期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 4 月 27 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 4 月 27 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 デイスターモール野洲 野洲市市三宅 1013

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の住所 兼松都市開発株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目 3 番 10 号

(2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の住所 兼松都市開発株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目 2 番 15 号

3 変更年月日 平成 20 年 11 月 10 日

4 変更の理由 事務所移転による。

5 届出年月日 平成 20 年 11 月 28 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14 - 75

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 - 22

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市西河原 2400

(2) 縦覧期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 4 月 27 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 4 月 27 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 キャンス「メガマート」高月店 伊香郡高月町東物部南池ノ尻 45 - 1

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表執行役 岡田元也

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 村井正平

3 変更年月日 平成 20 年 8 月 21 日

4 変更の理由 小売業者の社名および代表者の変更

5 届出年月日 平成 20 年 12 月 3 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町 1152 - 2

高月町地域振興課 伊香郡高月町渡岸寺 160 番地

木之本町まちづくり課 伊香郡木之本町木之本 1757 番地の 2

(2) 縦覧期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 4 月 27 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 4 月 27 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

建設業法に基づく許可の取消し処分公告

建設業法 (昭和 24 年 法律 第 100 号) 第 29 条 第 1 項 第 2 号の規定により次に示す処分を行ったので、同法 第 29 条 の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 処分をした年月日 平成 20 年 12 月 19 日

2 処分を受けた者 株式会社イケダ

代表者 代表取締役 池田幸一

主たる営業所の所在地 犬上郡甲良町大字池寺 1148 番地 2

建設業者の許可番号 滋賀県知事許可 (般 - 18) 第 050346 号

滋賀県知事許可 (特 - 18) 第 050346 号

- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法 第 8 条 第 1 号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法 (昭和 24 年 法律 第 100 号) 第 29 条 第 1 項 第 2 号の規定により次に示す処分を行ったので、同法 第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。
平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 処分をした年月日 平成 20 年 12 月 19 日
- 2 処分を受けた者 フジタ設備
代表者 藤田和美
主たる営業所の所在地 犬上郡豊郷町大字安食南 770 番地 4
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可 (般 - 18) 第 051164 号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法 第 8 条 第 1 号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

土地区画整理組合定款変更認可公告

土地区画整理法 (昭和 29 年 法律 第 119 号) 第 39 条 第 1 項の規定により、草津市追分丸尾土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。
平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日
名称 草津市追分丸尾土地区画整理組合
事務所の所在地 草津市野路一丁目 9 番 10 号 MNK - 3 ビル 502 号室
設立認可の年月日 平成 15 年 1 月 8 日
- 2 定款の変更の内容 事務所の所在地 草津市野路一丁目 4 番 16 - 502 号に変更
- 3 変更認可の年月日 平成 20 年 12 月 26 日

振 興 局 等 公 告

土地改良区清算人退任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 68 条 第 2 項において準用する同法 第 18 条 第 16 項の規定に基づき、清算人上平木町西部土地改良区から平成 20 年 12 月 15 日次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。
平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 き よ 子

氏 名	住 所
中 西 善 一	東近江市上平木町 1472 番地
伊 藤 市 次 郎	同 所 1434 番地
中 西 佐 喜 夫	同 所 1387 番地
小 島 多 津 夫	同 所 1452 番地
大 澤 隆 蔵	同 所 1440 番地
長 谷 川 俊 雄	同 所 1417 番地
安 藤 實	同 所 1416 番地

北 澤 伊 一	同 所 1443 番地
---------	-------------

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
平成 20 年 12 月 26 日

滋賀県南部振興局長 山 田 光 二

開発許可を受けた者の住所・氏名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
草津市野路町 1159 番 2 太陽住宅株式会社 代表取締役 沢村寛	野洲市富波字山口乙 339 番 1、 乙 339 番 2、乙 340 番 10、甲 583 番 3	1, 865. 15 m ²	平成 20. 12. 17	002330
近江八幡市堀上町 70 番地 1 吉田剛	野洲市安治字東手取 425 番 1	360. 14 m ²	平成 20. 12. 17	002336

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 12 月 26 日
滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修
滋賀県公安委員会規則 第 13 号
滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
滋賀県道路交通法施行細則 (昭和 53 年 滋賀県公安委員会規則 第 2 号) の一部を次のように改正する。
第 7 条 第 1 項 第 4 号中「スおよびセ」を「シ、セおよびソ」に、「ソに」を「タに」に改め、同号中ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをスとし、サの次に次のように加える。
シ コまたはサに規定する障害と同等の障害を有し、歩行が困難と公安委員会が認める者が現に使用中の車両別表 第 1 下肢不自由の項中「3 級の 1」を「4 級」に改め、同表乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の項中「(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)」を削り、「移動機能 | 1 級および 2 級」を「移動機能 | 1 級から 4 級までの各級」に改める。
付 則
この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告
一般国道 421 号石榑峠道路に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および東近江市長に送付しましたので、次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。
平成 20 年 12 月 26 日
1 公告する事業者 国土交通省近畿地方整備局 局長 木下誠也
2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 局長 木下誠也 大阪府大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 44 号大阪合同庁舎 1 号館
3 対象事業の名称等
(1) 名称 一般国道 421 号石榑峠道路
(2) 種類 一般国道改築の事業

(3) 規模 2 車線 延長 4.5 km

4 対象事業を実施した区域 三重県いなべ市大安町石樽南 ~ 東近江市黄和田

5 事後調査の期間 平成 18 年 12 月から平成 20 年 3 月まで

6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 (大津市京町四丁目 1 番 1 号)

滋賀県東近江地域振興局環境農政部環境課 (東近江市八日市緑町 7 番 23 号)

東近江市永源寺支所 (東近江市山上町 1303)

国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所調査課 (大津市竜が丘 4 - 5)

7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧期間および時間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 1 月 26 日までの各縦覧場所における執務時間内

8 この公告で示した事項に係る問い合わせ先 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所調査課 担当 桑田、小野 電話 077 - 523 - 1741

